

令和 8 年度 清瀬市立学童クラブ入会申請のご案内

学童クラブの入会にあたっては、毎年度申請が必要です。
この申請に対する入会承認期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日です。

学童クラブの概要

■ 学童クラブとは

保護者の就労等により昼間家庭にいない児童を保護者に代わって、生活の場を確保し適切な遊びや集団行動を通して、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

■ 開所日

「日曜日」・「国民の祝日に関する法律に規定される国民の休日」・年末年始(12月29日～1月3日)・その他市長が特に必要と認めた日を除く毎日

■ 育成時間

	育成時間	延長育成時間(※1)
学校授業日	下校時～18時15分	18時15分～19時00分
学校休業日	午前8時～18時15分	18時15分～19時00分

(※1)延長育成時間利用を希望される場合は、延長育成料が必要です。(P.9 のとおり)

■ おやつ・昼食の提供

- * 開所日は、毎日おやつを提供しています。
- * 学童クラブでは、昼食を提供していません。長期休業期間等、学校で給食が提供されない日はお弁当をご持参ください。※飲み物(麦茶)は用意しています。
- * 全員に同じおやつを提供するため、アレルギー等がある場合は必ず詳しくお知らせください。状況により提供できないことがあります。育成料の減額はありませぬ。

令和 8 年度 学童クラブ入会申込スケジュール

入会日	対象児童	申込期間
令和 8 年 4 月 1 日 (第1次申請)	新 1 年生から新 3 年生	令和 7 年11月10日(月) 8時30分から 令和 7 年11月28日(金) 17時00分まで
令和 8 年 4 月 1 日 (第2次申請)	新 1 年生から新 6 年生	令和 7 年12月15日(月) 8時30分から 令和 7 年12月25日(木) 17時00分まで
各月 1 日入会 (年度途中)	全 児 童	入会を希望する月の前月10日まで ※10日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日

*入会は第 1 次申請期間中に申請された方が優先されます。第 2 次申請期間以降にされた方は、ご希望の申請状況によっては、入会可能となるまで待機となります。

申込み方法

下記いずれかの方法で申請してください。但し、育成料に滞納がある世帯は、清瀬市役所 2 階(14番窓口)のみでの受付となりますのでご注意ください。

■ Web フォーム



入会申請に必要な書類(就労証明書等)のデータをご用意のうえ、左記 Web フォームから申請し、受付番号を必ずお控えください。

■ 清瀬市役所 2 階 生涯学習スポーツ課 学童係(14番窓口)

■ 郵送

(別紙1)「郵送で申請をする場合」をご参照ください。

■ 学童クラブ

令和 8 年度 4 月入会申請についてのみ、令和 7 年度学童クラブ在籍児童につきましては、在籍している学童クラブで受付いたします。

清瀬市学童クラブ一覧

小学校区域	学童クラブ名	定員	住所	電話番号		
第六小学校	梅園学童クラブ (第 1 第 2 第 3 学童クラブ)	100	梅園 2-9-38 第六小学校隣接	492-5606		
清明小学校	清明小学童クラブ (第 1 第 2 学童クラブ)	70	旭が丘 2-8-1 清明小学校内	492-5602		
第四小学校	四小学童クラブ (第 1 第 2 学童クラブ)	70	中里 2-1471 第四小学校内	492-3955		
第八小学校	八小学童クラブ (第 1 第 2 第 3 学童クラブ)	100	中清戸 4-1070 第八小学校内	492-5535		
第七小学校	七小学童クラブ (第 1 第 2 学童クラブ)	60	松山 3-1-92 第七小学校内	492-6767		
第十小学校	十小学童クラブ (第 1 第 2 第 3 第 4 学童クラブ)	140	中清戸 1-454-356 第十小学校隣接	493-4350		
				493-3940		
芝山小学校	芝山小学童クラブ (第 1 第 2 第 3 学童クラブ)	120	元町 2-16-5 芝山小学校隣接	494-0878		
清瀬小学校	清瀬小学童クラブ (第 1 第 2 第 3 学童クラブ)	50	中里 5-741 清瀬小学校内	493-5408		
				60	中里 5-624(2 階)	493-5585
				50	中里 5-624(1 階)	493-2555
第三小学校	三小学童クラブ (第 1 第 2 学童クラブ)	70	竹丘 1-15-4 第三小学校内	492-5622		

🌳 入会対象者 🌳

■ 入会対象者は以下 1～3 を満たす必要があります。

1. 清瀬市内居住の小学校 1 年生から 6 年生の児童。

※転入予定の方の申請も受付けます。入会希望月に転入することが分かる書類(土地・家屋の売買契約書、賃貸契約書等)を添付し申請してください。転入手続き完了後は、必ず、学童係に「家庭状況変更届(住所変更)」を提出してください。

2. 育成中に医療行為を必要とせず、集団生活が可能な児童。

3. 保護者が以下の入会要件①～⑫のいずれかに該当し、放課後において家庭での育成が受けられないと認められる児童。

入 会 要 件	
①就労A	ア)週 3 日以上就労している。 イ)15時から17時までの間の時間を含み就労している。 <u>ただし、15時勤務終了は要件対象外となります。</u> ウ)1日 4 時間以上就労している。
②就労B(1 年生の保護者のみ対象) ※入会期間は 4 月～6 月	ア)週 3 日以上就労している。 イ)13時から17時までの間の時間を含み就労している。 <u>ただし、13時勤務終了は要件対象外となります。</u> ウ)1 日 4 時間以上就労している。
③就労C(夜勤)	ア)週 3 日以上就労している。 イ)午前 0 時から午前 5 時までの間の時間を含み就労している。 <u>ただし、午前 0 時勤務終了は要件対象外となります。</u> ウ)1日7時間以上就労している。
④就労D(単年度契約社員・有期雇用者) ※入会期間は契約終了日の属する月を含めない 2 か月後まで	ア)週 3 日以上就労している。 イ)15時から17時までの間の時間を含み就労している。 <u>ただし、15時勤務終了は要件対象外となります。</u> ウ)1 日 4 時間以上就労している。 ※承認期間内に契約更新後の就労証明書を提出することにより在籍期間の延長が可能となります。
⑤内定 ※入会期間は 2 か月間	ア)入会申請時に、勤務先が内定している。 イ)内定先が、上記①～④の就労要件を満たしている。
⑥求職 ※入会期間は 2 か月間	ア)就労に向けて、求職活動における外出(日中午後)を常態としている。 ※この要件の適用は 4 月入会又は入会期間中長期就労者が一時的に失職した場合のみ、年度内上限 1 回とします。
⑦出産 ※入会期間は出産予定月前後 2 か月(最長 5 か月)	ア)出産する。 ※育児休業中は学童クラブの入会対象となりません。 ※出産後継続して入会を希望する場合は、再申請が必要となります。 ※入会后出産が判明した場合は、出産月の後 2 か月の入会期間に変更。

⑧産休又は育休より復職 ※入会期間は2か月間	ア)産休又は育休より復職する。 ※入会月の月末までに復職することが必要。(4月入会の場合は4月30日までに復職すること) ※復職後、入会月(復職月)の翌月10日(4月入会の場合は5月10日)までに「復職証明書(市指定)」を学童係に提出してください。入会承認期間は2か月間のため期限までに提出がない場合は、当月で退会となります。
⑨就学 ※入会期間は就学期間	ア)就労に必要な技術等の習得のため週3日以上学校等に通学し、外出を常態としている(日曜日を除く)。 イ)15時から17時までの間の時間を含み学校等で就学している。 ウ)1日4時間以上就学している。 ※通信教育は対象外となります。
⑩疾病・障害 ※入会期間は入院・通院・療養期間	ア)疾病・負傷・心身の障害等により児童の育成が困難であると医療機関が認める場合。
⑪介護・看護 ※入会期間は介護・看護期間	ア)保護者の家族が身体障害者手帳1・2級、障害者保健福祉手帳1・2級愛の手帳1・2度または要介護4・5である者等、常時観察または付き添い看護・介護が必要と認められる場合。
⑫その他	その他、①から⑩に類する状態として市長が認める場合。

🌳 提出書類 🌳

■全ての書類を揃えて提出してください。書類に不足・不備がある場合、受付できません。

書類1(必須)	「学童クラブ入会申請書(兼育成料減額・免除申請書)」 ※児童1人につき1部必要です。2人以上の児童を同時申請の場合、申請書は1人ずつ必要となります。(Webフォームで申請の場合は不要)
書類2(必須)	「就労証明書」など、「児童が放課後に家庭で育成を受け入れられない事由」 証明書類 ※保護者の要件により提出書類が異なります。「■提出書類一覧」(P.5)をご参照ください。 ※ <u>すべての保護者および18歳以上70歳未満の同居者ごとの書類が必要となります。</u>
書類3(該当者のみ)	「育成料の減額・免除を希望する事由」証明書類 ※「■育成料の減額免除」(P.9)をご参照ください。
書類4(該当者のみ)	「身体障害者手帳」「愛の手帳」の写し ※児童の状況により「身体障害者手帳」「愛の手帳」の写し等、障害があることを証明できる書類の提出を求める場合があります。

■提出書類(書類 2)一覧

保護者および18歳以上 70歳未満の同居者の要件		提出書類
① ② ③ ④	・常勤 ・パート	①就労証明書 ②シフト表・勤怠表(不規則勤務の場合)
	・単年度契約社員 ・派遣社員(有期雇 用者)	①就労証明書 ②シフト表・勤怠表(不規則勤務の場合) ※承認期間内に契約更新後の就労証明書を提出することにより在籍期 間の延長が可能となります。
	・自営 ・個人事業主 ・フリーランス	①就労証明書 ②確定申告の写し(令和 6 年まで就労を開始された方) ③「開業届」の写しおよび「報酬証明」「請負契約書」「営業上必要な材料 の仕入伝票」「ホームページ」など自営業を行っていることが確認できる 書類の写し(②が提出できない方)
	・法人経営者	① 就労証明書 ②源泉徴収票の写し(令和 6 年までに設立された方) ③登記簿謄本(令和 7 年以降に設立された方)
	・自営業の協力者	①就労証明書 ②源泉徴収票又は確定申告書(令和 6 年までに就労を開始された方) ③青色事業専従者給与に関わる届出書の写し(令和 7 年以降に就労を 開始された方)
	・親族経営会社 従 事者 ・内職	①就労証明書 ②源泉徴収票(令和 6 年までに就労を開始された方) ③雇用契約書の写し(令和 7 年以降に就労を開始された方)
	⑤	・就労内定中
⑥	・求職活動中	※入会月の翌月10日までに「就労証明書」(事業者が証明)を提出して ください。提出がなされない場合は当該月をもって退会となります。
⑦	・出産	①母子手帳の写し(出産予定日・母の氏名が確認できるページ)
⑧	・産休・育休より 復職予定	①就労証明書(「就労実績」欄には、休職前の最終勤務 3 か月の実績日 数を記入するよう事業者に依頼してください。) ※復職後、入会月(復職月)の翌月10日(4 月入会の場合 5 月10日)ま でに「復職証明書(市指定)」を学童係に提出してください。入会 承認期間は 2 か月のため期限までに提出がない場合は、当該月で退会 となります。
⑨	・就学	①在学証明書又は学生証の写し ②時間割の写し

⑩	・疾病 ・障害	①医師の診断書又は各種手帳の写し ※診断書は 3 か月以内に記載されたもので、児童の育成が困難である旨および療養期間の記載が必要です。診断書の内容によっては学童クラブでの育成が認められない場合もあります。
⑪	・介護 ・看護	①被介護者の手帳の写し・介護保険被保険者証の写し・医師の診断書・ケアプランの写しのいずれか ②介(看)護状況届 ※清瀬市ホームページまたは窓口で取得してください。

申請後の流れについて

■選考会議

別紙2「清瀬市立学童クラブ入会選考基準」(P.7)を基に、厳正な審査のうえ、選考を実施します。

基本指数	調整指数	合計指数
提出された書類をもとに、(表一1 選考基準指数)により両親それぞれの基本指数を決定し、その合算を用います。	(表一2 調整指数)に該当する項目により基本指数に加点または減点を行います。	学童クラブごとに、合計指数の高い児童から、入会を決定します。

■審査結果の通知

入会の可否かわからず、下記のいずれかの文書により結果について通知いたします。

学童クラブに内定した場合	新規入会内定児童には、「学童クラブ内定に伴う面接について」を送付いたします。通知で指定された日時に親子で面接を受けてください。 ※新 2 年生以上継続児童には面接通知は送付いたしません。また、面接もありません。
学童クラブに入会できない場合	入会定員を超過した場合、入会保留(待機)となり、「清瀬市学童クラブ入会保留通知書」を送付いたします。 ※入会保留(待機)の場合、欠員が生じるまでお待ちいただきます。 ※初回審査月のみ「清瀬市学童クラブ入会保留通知書」を送付、翌月以降は送付いたしません。 ※保留の有効期限は、入会希望月から 6 か月間で、毎月入会選考対象となります。有効期間終了後は再申請が必要となります。再申請について、市より連絡することはありませんのでご了承ください。 ※有効期間中、申請内容に変更が生じた場合や辞退する場合は、速やかに生涯学習スポーツ課学童係へ変更届等を提出してください。
学童クラブに入会決定した場合	新規入会内定児童の面接終了後、全入会承認者へ「学童クラブ入会承認通知書」を送付いたします。 入会承認を取り下げる場合は、速やかに、「清瀬市立学童クラブ入会承認取下げ申請書」を提出してください。

◆ 清瀬市立学童クラブ入会選考基準 ◆

(表-1 選考基準指数)

項目	要件	細 目		基準指数		
1	就労	居宅外 (在宅勤務含む)	月20日以上 (週5日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	50	
				実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	48	
				実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	46	
				実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	44	
			月16日以上 (週4日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	40	
				実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	38	
				実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	36	
				実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	34	
			月12日以上 (週3日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	30	
				実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	28	
				実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	26	
				実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	24	
		居宅内 自営	月20日以上 (週5日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	40	
				実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	38	
				実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	36	
				実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	34	
			月16日以上 (週4日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	30	
				実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	28	
				実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	26	
				実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	24	
月12日以上 (週3日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	20				
	実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	18				
	実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	16				
	実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	14				
フリーランス (You Tuber、翻訳者、画家、音楽家 等)		月20日以上(週5日以上) 実働1日4時間以上の就労を常勤	34			
		月16日以上(週4日以上) 実働1日4時間以上の就労を常勤	24			
		月12日以上(週3日以上) 実働1日4時間以上の就労を常勤	14			
2	不存在	離婚・死亡・行方不明・拘禁・未婚 等		50		
3	出産	出産予定日を中心に前後2か月(最長5ヶ月)		30		
4	疾病 傷害	疾病	入院	慢性疾患でおおむね1ヶ月以上は入院を要し、その後も療育を要する。	50	
			居宅内 療養	感染病疾患又は難病を有している。若しくは、常時病臥の状態にある。	50	
				精神性	精神障害者保健福祉手帳2級同程度以上。 上記以外。	30
				一般 療養	週3回以上通院を要する、若しくは安静を要する状態。 上記以外。	20
			障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、要介護度5～4	50	
		身体障害者手帳3級、愛の手帳3度、要介護度3～2		40		
				身体障害者手帳4級、愛の手帳4度、要介護度1	30	
5	看護 介護	居宅内	同居の親族が重度の障害者、若しくは常時臥床の状態で全介助を要する。	40		
			上記以外のもの(軽度)	20		
		居宅外	週に5日以上、同居以外の親族の看護・介護を要する、若しくは病院・施設への付き添い	35		
			週に3日以上、同居以外の親族の看護・介護を要する、若しくは病院・施設への付き添い	25		
		上記以外のもの(軽度)	20			
6	就学 (通学の場合に限る) ※通信教育を除く	月20日以上	日中7時間以上の就学を常態	45		
			日中6時間以上7時間未満の就学を常態	43		
			日中4時間以上6時間未満の就学を常態	41		
		月16日以上 20日未満	日中7時間以上の就学を常態	35		
			日中6時間以上7時間未満の就学を常態	33		
			日中4時間以上6時間未満の就学を常態	31		
		月12日以上 16日未満	日中7時間以上の就学を常態	25		
			日中6時間以上7時間未満の就学を常態	23		
			日中4時間以上6時間未満の就学を常態	21		
7	内定中	入会月までに開始する内定証明書(就労証明書)がある場合 (※1 項目1.2の該当する細目の基準から5点減点)		※1		
		内定先はあるが内定証明書(就労証明書)がない場合		20		
8	求職中			10		
9	その他	特例	全各号に掲げるもののほか、明らかに育成が必要であると市長が認める場合		50	
		災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧の為に監護にあたれない場合(6ヵ月程度)		50	

(表-2 調整指数)

項目		基準指数	
保護者	就労状態	申込時に就労実績が無い、または学童クラブ入会希望月までに就労を開始する予定(就労事由での申込)	-5
		居宅外就労で世帯で見た場合の血族・姻族経営の職場に勤務	-5
		就労の証明・申告内容に対して、勤務実績に整合性がない、または確認ができない場合(※)	-5
		就労時間が15時30分までに終了する。	-5
		保護者が清瀬市外へ単身赴任している。	3
世帯	不存在	ひとり親家庭で親族や第3者と同居していない。	5
	同居又は近隣の親族	健康で無職の70歳未満の親族や第3者と同居している。	-10
		健康で無職の70歳未満の祖父母が同一敷地内及び隣接に居住している。	
	その他	正当な理由無く、審査時点で育成料を1~2か月滞納している。	-20
		正当な理由無く、審査時点で育成料を3~4か月滞納している。	-30
		正当な理由無く、審査時点で育成料を5~6か月滞納している。	-40
		正当な理由無く、審査時点で育成料を7か月以上滞納している。	-50
児童	学年	小学校1年生	30
		小学校2年生	20
		小学校3年生	10
		小学校4年生	-5
		小学校5年生	-10
		小学校6年生	-15
		その他	上記以外で調整が必要と認められる場合

※就労証明書に記載の勤務日数・時間と就労実績が合わない場合には、理由があれば備考欄にその旨を記載してください。また、就労証明書以外に本市が依頼する就労状況を確認できる書類の確認ができない場合も該当します。

入会選考基準について

- (1)入会選考は、選考基準指数に調整指数を合算した実施指数の高い方から学童クラブごとに入会を決定いたします。
- (2)選考基準指数は表-1より両親それぞれの指数を決定し、その合算を用います。
- (3)調整指数は表-2に該当する世帯にのみ加点、減点を行います。
- (4)調整指数のうち、「保護者」就労状態は各々に減点いたします。

指数が同位の場合の優先順位

表-1の基準指数と表-2の調整指数の合計が同一指数だった場合、下表の順序で優先して選考を行います。

優先順位	説明
1	学年が低い児童
2	ひとり親家庭で同居親族または、祖父母が同一敷地内及び隣接にいない児童
3	ひとり親家庭の児童
4	親族が、同居または同一敷地内及び隣接になく保護者の勤務日数が多い児童
5	親族が、同居または同一敷地内及び隣接になく保護者の帰宅時間が遅い児童
6	保護者の勤務日数が多い児童
7	保護者の帰宅時間が遅い児童
8	児童の出席日数が多い児童

🌳 学童クラブ育成料 🌳

■学童クラブの育成料は、利用日数に係わらず、原則月額5,000円です。

※延長育成は別途延長育成利用料金が必要となります。

日単位の利用料金・・・ 350円

月単位の利用料金・・・1,800円

延長育成のお支払い等については、直接学童クラブへお問い合わせください。

■育成料の減額・免除

下記のいずれかに該当する世帯は学童クラブ育成料が減額・免除となります。

*減額・免除の適用を希望する場合は、**毎年度申請が必要です**。

*前年度適用となった場合も申請が必要ですのでご注意ください。

*年度途中で減免を受ける場合は、「育成料減免申請書」を提出してください。

申請月の翌月からの適用となります。過去に遡っての適用はできません。

対象世帯	免除・減額	必要提出書類
同一世帯において、児童が2人以上入会している場合、2人以降	3,000円に減額	・提出書類はありません。
母子・父子世帯	3,000円に減額	・清瀬市立学童クラブ入会申請書(兼育成料減額・免除申請書)
生活保護受給世帯	免除	・清瀬市立学童クラブ入会申請書(兼育成料減額・免除申請書) ・生活保護受給証明書
中国残留邦人等	免除	・清瀬市立学童クラブ入会申請書(兼育成料減額・免除申請書) ・支援費受給証明書
市民税非課税世帯(令和7年度)	免除	・清瀬市立学童クラブ入会申請書(兼育成料減額・免除申請書) ・令和7年度非課税証明書

■お支払い方法

1、口座振替

*学童クラブ育成料の納付には、原則として口座振替をご利用ください。

*振替日は、原則毎月末(12月は25日)です。ただし、末日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日が振替日です。

*口座振替の利用にあたっては、金融機関で事前に手続きが必要です。入会決定後、手続きに必要な書類を送付します。(前年度、口座登録されている場合、お手続きは不要です。)

2、納付書

*口座振替の未登録の方には、学童クラブを通して、毎月10日前後に納付書を送付いたし

ます。清瀬市指定場所・方法にて、納期限までにお支払いください。

*納期限は原則毎月末(12月は25日)です。ただし、末日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日が納期限です。

*口座振替の方が、振替日に、残金不足等により引き落としができなかった場合、納付書を送付します。記載されている納期限までに清瀬市指定場所・方法にてお支払いください。

🌳 入会中のお手続き 🌳

■入会中に家族状況に変更があった場合、その内容に応じて申請する必要があります。

事由	必要書類	提出期限	備考
住所変更 氏名変更 電話番号変更 世帯員変更	・家庭状況変更届 ・退会届 ※1 ・就労証明書 ※2 ・学童クラブ育成料 減免申請書 ※3	変更後 速やかに	※1 市外に転出する場合 ※2 18歳以上の世帯員が増員の場合、その世帯員の就労証明書を提出 ※3 世帯員の変更等により、減免該当世帯となった場合
退職	・退会届 ・家庭状況変更届 ※4	退職日決定後 速やかに	※4 退職後、求職活動を行う場合、提出。退職した日の属する月の翌月から年度内1回のみ2か月間求職中として、入会が認められる。ただし、2か月以内に新規就労開始できない場合や、就労証明書の提出が2か月目の10日までに提出できない場合は退会。退職したことについて届出がなければ、判明した時点で退会。
就職	・家庭状況変更届 ・就労証明書	求職活動での 入会期間の最 終月10日まで	求職活動での入会期間最終月(退職した日の属する月の翌月から2か月目)の10日までに必要書類が提出できない場合、その月末で退会。
転職	・家庭状況変更届 ・就労証明書	転職先が決定 後速やかに	勤務先や就労状況によって、別途追加書類の提出を依頼する場合があります。
就労状況の変更・異動・移転等	・家庭状況変更届 ・就労証明書	変更先が決定 後、速やかに	勤務時間や日数が変更になった場合、提出してください。
休職	・家庭状況変更届 ・就労証明書 ・診断書	休職が決定 後、速やかに	就労証明書の備考欄に事業者の認める休業期間の記入を依頼してください。
出産	・家庭状況変更届 ・母子手帳の写し	出産予定日が 決定後、速や かに	入会事由が「出産」となり、入会期間が出産予定月とその前後2か月(最長5か月間)に変更となります。育児休業中の入会はできません。

■ 退会時の手続き

- * 原則、学童クラブの退会は月末となります。
- * 退会を希望される場合は、退会する月の20日までに「退会届」を在籍する学童クラブまたは学童係へ提出してください。
- * 入会決定後、「入会要件を満たさなくなった場合」「月に半数以上出席できない場合」「塾・習い事等へ大半通う等、学童クラブの必要性がないと市長が認めた場合」「疾病やその他の事由により集団生活に適さないと市長が認めた場合」等、入会承認通知書記載の入会期間の満了前に退会していただく場合があります。

学童クラブを利用するにあたって

■ 欠席する場合

- * 必ず保護者の方から、事前に学童クラブへ連絡帳または電話で連絡をお願いいたします。また、学校休業日等の出欠も忘れずをお願いいたします。

■ 学童クラブの行き帰り

- * 学童クラブは児童のみで通うことを基本としています。通学路を基準に、ご家庭で一定の道の一つ決めてください。(複数の道順は防犯上危険であり、把握が困難となります。万が一、一定の道以外で怪我や事故にあった場合は保険対象外となります。)
- * お迎えに来る場合は、連絡をお願いいたします。特に、保護者以外のお迎えは、どなたがいらっしゃるのか必ず連絡してください。(保護者以外の方の場合は、その方の身分を確認させていただきます。)

■ 緊急時の対応

- * 学童クラブで育成中に地震や台風などの自然災害が発生した場合、保護者のお迎えの連絡等をする場合があります。
- * 児童が学童クラブでケガ・体調不良となった場合、学童クラブより保護者へ連絡します。状況により保護者のお迎えをお願いします。また、ケガ等の程度により学童クラブの指導員同伴のもと医療機関へ搬送する場合があります。※万が一の事故に備えて傷害保険に加入しています。
- * 学童クラブでは医療行為は行えませんのでご注意ください。

■ 感染症について

- * 児童及びご家族等に感染症が疑われる発熱や体調不良等の症状が見られる場合は、速やかに学童クラブへご連絡ください。また、学校に準じて学童クラブも休ませてください。

■ 習い事について

- * 事前に学童クラブ指導員に相談してください。学童クラブから習い事に行くことはできますが、学童クラブに戻ることはできません。また途中の事故や怪我は保険対象外となります。

■ 育成料の納付について

- * 育成料は、学童クラブを運営するための大切な経費です。
- * 口座振替の方は、口座振替日に資金不足等にならないようにしてください。
- * 納付書払いの方は、納入期限に必ず納入してください。

■ 問い合わせ先

清瀬市教育部生涯学習スポーツ課学童係 Tel:042-497-2089

番号	施設名称	所在地	電話
①	梅園 第1第2第3 学童クラブ	梅園 2-9-38	(492) 5606
	清明小第1第2 学童クラブ	旭が丘 2-8-1 清明小学校内	(492) 5602
③	四小第1第2 学童クラブ	中里 2-14-71 第四小学校内	(492) 3955
④	八小 第1第2第3 学童クラブ	中清戸 4-10-70 第八小学校内	(492) 5535
	七小第1第2 学童クラブ	松山 3-1-92 第七小学校内	(492) 6767
⑥	芝山小 第1第2第3 学童クラブ	元町 2-16-5 芝山小学校隣接	(494) 0878
	清瀬小第1 学童クラブ	中里 5-741 清瀬小学校内	(493) 5408
⑧	清瀬小第2 学童クラブ	中里 5-624 (2階)	(493) 5585
	清瀬小第3 学童クラブ	中里 5-624 (1階)	(493) 2555
⑨	三小第1第2 学童クラブ	竹丘 1-15-4 第三小学校内	(492) 5622
	十小第1第2 学童クラブ	中清戸 1-454-356	(493) 4350
⑩	十小第3第4 学童クラブ	第十小学校隣接	(493) 3940

